

【被扶養者資格条件の概要】

1. 扶養の範囲

被保険者と同居・別居を問わない人	被保険者と同居していることが条件の人
① 配偶者（内縁関係でもよい）	④ 被保険者の兄姉、伯(叔)父、伯(叔)母、甥、姪など とその配偶者
② 子、孫、弟、妹	⑤ 被保険者の配偶者の父母、連れ子
③ 父母、祖父母などの直系尊属	⑥ ①～⑤以外の三親等内の親族

注) 75 歳以上の方 (65 歳以上で障がい認定を受けている方) は、後期高齢者医療制度の対象となり、被扶養者にはなりません。

2. 生計維持関係と収入基準額

生計維持関係とは、被扶養者(家族)の生活費の半分以上を被保険者(本人)が負担している状態であり、収入基準は、次のようになります。

扶養認定対象者の 収入基準額	同居の場合	別居の場合
	年収 130 万円未満※ 1	年収 130 万円未満※ 1 かつ 被保険者の仕送り額より少ないこと

※ 1 60 歳以上または障がい年金受給者の場合、年収 180 万円未満であること。

◆扶養家族の「収入」について

- ・給与収入だけではなく、通勤交通費、雇用保険の失業給付、健康保険の出産手当金、各種年金（遺族・障害含む）、個人事業収入等も「収入」です。
- ・自営業収入、不動産、投資、利子の収入は、必要経費を差し引いた後の「所得金額」とします。
- ・年収が 130 万円未満であっても月収が 108,333 円を定期的を超える場合、被扶養者となれません。（60 歳以上または障がい年金受給者の場合、月収 15 万円未満であること。）

【例】32 歳・平成 27 年 5 月アルバイト開始・平成 27 年の年収 110 万円の場合、

年収÷就労期間＝110 万円÷8 ヶ月＝13.8 万円/月

平均月収が 13.8 万円あり、継続して認定要件に該当しないと判定します。

◆別居の場合の仕送りについて

毎月定期的に仕送りをしていることが必要です。

- ・下限額（1 人の場合 5 万円/月、2 人の場合 9 万円/月）以上であること、尚且つその家族の収入額より多い金額を仕送りしていることが条件となります。
- ・仕送りは手渡し不可です。（振込・現金書留・通帳等の写しのいずれか）